

結婚新生活支援事業補助金

～みなべ町での新婚生活をサポートします！～



みなべ町内で新たに結婚生活を始めるご夫婦に新居の家賃等、引っ越し費用を助成します。

最大 60 万円

※夫婦共に29歳以下の場合 最大60万円

※夫婦共に49歳以下の場合 最大30万円

■対象世帯

- ①婚姻届が令和7年1月1日～令和8年3月31日
- ②夫婦共にみなべ町民
- ③夫婦共に年齢が49歳以下の世帯
- ④世帯所得が500万円未満の世帯
- ⑤継続して5年以上本町に定住する見込がある世帯

■申請受付期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

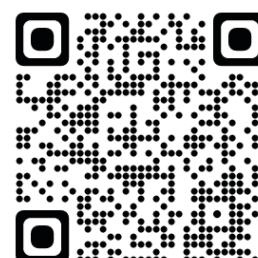
■申請書提出・問い合わせ

みなべ町役場 政策推進課

〒645-0002

和歌山県日高郡みなべ町芝742番地

☎0739-72-2142



みなべ町 HP